

議事日程(第1号)

平成17年7月27日 午前10時00分開会

- 日程第 1 古野嘉久君の議席の指定
日程第 2 会期の決定
日程第 3 常任委員の所属変更の件
日程第 4 常任委員の補欠選任の件
日程第 5 同意案 助役の選任について
第 1 号
(日程第 5 提案理由説明・質疑・討論・採決)
日程第 6 承認第 5 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第 6 提案理由説明・質疑・討論・採決)
日程第 7 第 3 8 号議案 中間市事務分掌条例の一部を改正する条例
(日程第 7 提案理由説明・質疑・討論・採決)
日程第 8 第 3 9 号議案 中間市特別職の職員の退職手当支給条例の特例に関する条例
(日程第 8 提案理由説明・質疑・討論・採決)
日程第 9 会議録署名議員の指名
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(21名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 中家多恵子君 | 2 番 山本 慎悟君 |
| 3 番 佐々木晴一君 | 4 番 植本 種實君 |
| 5 番 古野 嘉久君 | 6 番 青木 孝子君 |
| 7 番 久好 勝利君 | 8 番 杉原 茂雄君 |
| 9 番 岩崎 三次君 | 10 番 堀田 英雄君 |
| 11 番 井上 久雄君 | 12 番 湯浅 信弘君 |
| 13 番 掛田るみ子君 | 14 番 香川 実君 |
| 15 番 上村 武郎君 | 16 番 岩崎 悟君 |

17番 佐々木正義君
19番 下川 俊秀君
21番 井上 太一君

18番 米満 一彦君
20番 片岡 誠二君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	助役	………	山崎 義弘君
収入役	………	中木 陞君	教育長	………	船津 春美君
総務部長	………	柴田 芳夫君	市民経済部長	………	萩原 一秋君
民生部長	………	是永 勝敏君	建設部長	………	行徳 幸弘君
教育部長	………	谷川 博君	水道局長	………	小南 哲雄君
市立病院事務長	…	貞末 伸作君	消防長	………	長谷川邦彦君
行政経営改革推進室長	………				田中 茂徳君
秘書課長	………	田中 久光君	企画財政課長	………	牧野 修二君
総務課長	………	中野 諭君	税務課長	………	大野 順一君
行政経営改革推進室課長	………				白尾 啓介君
社会福祉課長	………	伊東 久文君	介護保険課長	………	成富 隆俊君
管理課長	………	栢野 広行君	庶務課長	………	中村信一郎君
営業課長	………	矢野 卓雄君			

事務局出席職員職氏名

局長	勝原 直輝君	次長	白子 優一君
補佐	小田 清人君	書記	岡 和訓君
書記	平川 佳子君		

午前10時00分開会

○議長（杉原 茂雄君）

皆さん、おはようございます。会議に入ります前に、7月3日執行の中間市議会議員補欠選挙において当選されました古野嘉久君をご紹介します。

続きまして、去る7月3日執行されました市長選挙で、松下俊男氏が当選され、7月22日、市長に就任されましたので、ごあいさつをお受けしたいと思います。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

皆様おはようございます。このたび中間市長に就任いたしました松下俊男でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

市長選におきましては、この逼迫した中間市行財政を人任せにはできないと、そういう強い思いの中で立候補したわけでございますが、幸い当選をすることができました。これも皆様方のおかげだと感謝いたしております。本当にありがとうございました。

22日から就任いたしておりますが、私の最重要課題といたしましては、この中間市の財政再建、これ掲げております。そういう意味で県、国とのパイプ、これまた今以上に大きくしながら、そういうふうな財政問題精力的にやっていきたいと思っておりますし、またうちだけではなくて、そういうふうな収収アップ等々の方策も考えながら、この中間市何とか建て直していきたいと思っております。

また、市民に直結した小さな問題も、皆様方にご提案しながら了解いただきながら、足早に解決していきたいと思っております。どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。本当に簡単ではございますが、市長就任のあいさつにさせていただきます。今後とも本当によろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（杉原 茂雄君）

ただいままでの出席議員は21名で、定足数に達しております。

これより平成17年第3回中間市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承お願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 古野嘉久君の議席の指定

○議長（杉原 茂雄君）

これより日程第1、古野嘉久君の議席の指定を行います。

今回当選されました古野嘉久君の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において5番に指名をいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時05分休憩

午前10時05分再開

○議長（杉原 茂雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2. 会期の決定

○議長（杉原 茂雄君）

これより日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は1日間と決しました。

日程第3. 常任委員の所属変更の件

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第3、常任委員の所属変更の件を議題といたします。

民生経済常任委員の佐々木正義君から、建設水道常任委員に委員会の所属を変更されたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。佐々木正義君から申し出のとおり、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会の所属を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会の所属を変更することに決しました。

日程第4. 常任委員の補欠選任の件

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第4、常任委員の補欠選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。常任委員の補欠選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、古野嘉久君を総務文教常任委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、古野嘉久君を総務文教常任委員に補欠選任することに決しました。

日程第5. 同意案第1号

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第5、同意案第1号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第1号助役の選任について、提案理由を申し上げます。

前任の藤井助役につきましては、去る7月21日付をもちまして退職いたしております。このことから、後任に山崎義弘氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により市議会の同意を求めるものであります。よろしくご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第1号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

同意案第1号助役の選任について、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

助役は市長を補佐し、吏員の担当事務を監督し、市長の職務代理を行うということで、市長とは表裏一体の関係にあります。それだけに助役の選任に当たっては、市長の政治姿勢が問題になります。松下市長が先の市長選挙で当選されました。無投票当選であったにしても、市長選挙に臨む政策や公約など、あって然るべきではなかったかと思われませんが、それらしきものは何もありませんでしたので、このことについては今後の問題になります。

しかしながら、松下市長が市長選挙に立候補を表明し、当選に至る経過を見たところでは、共産党議員団は野党としての立場で議会の場に臨むべきだと考えております。

また、市長は助役が県からの派遣職員であることについて、県とのパイプが太くなると述べておられます。パイプを太くすることは結構なことですが、中間市では以前から同和行政をめぐる市民の間に行政に対する強い不信感がありました。その上、2年に及ぶ北九州市との合併問題で、さまざまところで大きな亀裂が生じています。

いま求められているのは、市民と行政が共に協力しながら今後のまちづくりを考え、実践をしていく、そのために市民と行政との間のパイプを太くすることではないかと思われ

ます。市民に密着した行政サービス、まちづくりを行うには、それ相当の時間、期間が必要になります。長期展望に立った施策が求められます。

今回の人事で派遣される方が有能な方であったとしても、一時的な派遣であれば、早く結論が出せるものに目を向けざるを得ないのではないかと思います。

以上のことから、反対するものであります。

○議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより同意案第1号助役の選任についてを採決をいたします。この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（杉原 茂雄君）

ただいまの出席議員は20人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（杉原 茂雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（杉原 茂雄君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は「賛成」と、また反対の諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番 中家多恵子議員

2 番 山本 慎悟議員

3番	佐々木晴一議員	4番	植本 種實議員
5番	古野 嘉久議員	6番	青木 孝子議員
7番	久好 勝利議員	9番	岩崎 三次議員
10番	堀田 英雄議員	11番	井上 久雄議員
12番	湯浅 信弘議員	13番	掛田るみ子議員
14番	香川 実議員	15番	上村 武郎議員
16番	岩崎 悟議員	17番	佐々木正義議員
18番	米満 一彦議員	19番	下川 俊秀議員
20番	片岡 誠二議員	21番	井上 太一議員

○議長（杉原 茂雄君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（杉原 茂雄君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に中家多恵子さん及び香川実君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

〔開票〕

○議長（杉原 茂雄君）

投票の結果を報告いたします。投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成17票、反対3票。以上のおり賛成多数であります。よって、同意案第1号については、これを同意することに決しました。

この際、暫時休憩をいたします。

午前10時17分休憩

午前10時18分再開

○議長（杉原 茂雄君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 承認第5号

○議長（杉原 茂雄君）

これより日程第6、承認第5号の専決処分を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

承認第5号中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を7月22日に専決処分いたしましたので、その理由をご説明いたします。

市長を初めとした特別職三役と教育長の給料につきましては、厳しい財政事情を考慮し、平成15年1月から前市長の任期の末日でありました平成17年7月21日までの間、減額措置がとられておりましたが、私が就任することになりました平成17年7月22日からも、引き続き減額措置を継続するべきであると考えまして、専決処分を行ったものであります。

なお、減額率は従前と同様、市長10%、助役7%、収入役及び教育長4%としております。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより承認第5号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決をいたします。

ただいま議題となっております承認第5号は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

○議長（杉原 茂雄君）

次に日程第7、第38号議案を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第38号議案中間市事務分掌条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回ご提案いたします条例改正の主旨は、現在、直接助役の指揮権下に置いております「行政経営改革推進室」を総務部内に位置づけるための改正であります。

行財政改革は、私に課せられた喫緊の課題であると認識しているところでありますが、特に企画、財政、総務の各部門の改革が本行革の柱であることは言うまでもなく、またその改革を有効な手立てとして成功させるためには、それぞれの分野で実施する施策が有機的連携をとりながら、複合的に作用しあうことが重要であるものと考えているところであります。

そのために、行政経営改革推進室を総務部内に設け、一体的な取り組みを行うための基盤整備を図るものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第38号議案は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより第38号議案中間市事務分掌条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 8. 第 3 9 号議案

○議長（杉原 茂雄君）

次に日程第 8、第 3 9 号議案を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。松本市長。

○市長（松下 俊男君）

第 3 9 号議案中間市特別職の職員の退職手当支給条例の特例に関する条例について提案理由を申し上げます。

本条例制定の主旨は、先にご同意いただきました福岡県から派遣されます助役の退職金の支給に関して、その取り扱いを定めるためのものでございます。

なお、助役の退職金につきましては、派遣そのものが退職派遣の方法をとっており、この場合、本条例及び福岡県職員の退職手当に関する条例の規定が適用され、退職手当の支払い義務を負う行政庁は、最終的に公務員としての身分がなくなる時の所管の行政庁となります。このことから、本職を退任後、福岡県職員として復職し、その後退職されることとなったときは、本市の助役就任期間も通算され、福岡県から退職手当が支給されますことから、本市からの手当の支給は必要がないことを申し添えます。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第 3 9 号議案は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより第 3 9 号議案中間市特別職の職員の退職手当支給条例の特例に関する条例を起立により採決をいたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第 3 9 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 会議録署名議員の指名

○議長（杉原 茂雄君）

これより日程第9、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において山本慎悟君及び掛田るみ子さんを指名いたします。

○議長（杉原 茂雄君）

以上をもちまして、今期臨時会に付議された案件をすべて議了いたしました。

よって、平成17年第3回中間市議会臨時会はこれにて閉会をいたします。

午前10時26分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 杉 原 茂 雄

議 員 山 本 慎 悟

議 員 掛 田 る み 子